

令和3年5月26日

保護者 各位

岡崎市立常磐東小学校  
校長 近藤 善紀  
体育主任 樹神 直也

## 体育の水泳授業等について（お願い）

小満の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、体育の水泳授業についてのお願いになります。水泳授業の指導については、体調不良による事故や疾病感染等を未然に防ぐため、児童の健康管理を把握した安全な指導が必要となります。よって、児童の水泳授業参加の可否については、校医による定期健康診断（内科・耳鼻咽喉科・眼科）結果と校医の判断を基準としています。現状のところ、本校の全児童とも、耳鼻咽喉科と眼科については定期健診を受診したものの、内科健診については未実施の状態にあります。これは、本県への緊急事態宣言の発出による児童生徒の安全を鑑みた岡崎市教育委員会と岡崎市医師会の判断で、緊急事態宣言発令中については全ての定期検診を実施せず、緊急事態宣言解除後に延期して行うという指導によるものです。現在のところ、緊急事態宣言期間は5月31日（月）までと設定されており、内科健診は6月8日（火）に、プール開きは11日（金）に行う予定です。一方、昨日の愛知県知事の会見では、宣言延長の可能性も考えられます。

つきましては、体育の水泳授業等について、児童の安全確保を第一として下記のとおり実施していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 水泳授業の開始時期について

- ・児童が内科・耳鼻咽喉科・眼科の全ての定期健康診断を経た後、水泳授業を開始する。※歯科検診については対象外とする。
- ・健診日のずれ込み等により、水泳授業ができないこともある。

#### 2 内科健診の実施日について

- ・愛知県への緊急事態宣言発出中は実施せず、宣言解除後に校医と日程調整をした上で実施する。
- ・6月8日（火）に予定している内科健診が実施できず、実施時期を延長する場合は、保健だよりや学校だより、ホームページ等で保護者に周知する。

#### 3 その他

- ・水泳授業については1学期の期間中のみの実施とし、内科健診の延長等があっても、2学期以降（9月）にずれ込ませないものとする。
- ・陸上水泳部の水泳部としての活動については、水泳授業の扱いと同じとする。  
※水泳部として活動できない期間は、陸上部として活動する。
- ・すでに周知のとおり、夏季休業中のプール開放は実施しない。

（問い合わせ先：常磐東小学校 体育主任 樹神直也 電話46-2108）